



ろうサポNews 2021年8月号

〒277-0005 柏市柏 2-7-23 コササビル 2F

Tel:04-7192-8391 Fax:04-7192-8392

E-mail: kawamura@gogo4864.jp

HP: <http://www.gogo4864.jp/>

所長 特定社会保険労務士 川村由里子



暑中お見舞い申し上げます！

お世話になっております。所長の川村です。
今年の梅雨は豪雨あり落雷ありの激しさでしたが、さらに8月も猛暑が続きますね☀
事務所は、繁忙期が一段落したものの、子供の夏休みというのは、親にとってはある意味、“非日常”なので苦笑) 全くのんびりできなそうであります(-_-; 仕事柄？マルチタスクが得意なママスタッフなら乗り切れることでしょう。

さて、業務の打ち上げにチームC（池田、堀田、高橋グループ）のスタッフさん方と食事に出かけました。スタッフとのこんな会食は本当に久しぶり！お店選びは珍しく松戸へ…そう、お客様である名店「天廣堂」（松戸市）さんへGo～！



YouTube



個室です！感染対策もバッチリ！
料理番組にも数回出演している有名人社長様です。



個室でゆっくりおしゃべりしながら、社長考案のスペシャルメニューを堪能しました。優雅で贅沢なひととき☆を有難うございました！次回はぜひ事務所皆で行きたいものです。

今年、私共がチカラを入れている『社労士診断認証制度』のご案内を同封いたしました。先んじて認証マークを取得されているお客様の声をご紹介します。

- 「第一に、従業員に対して安心感を与えるため。従業員から信頼を得られる会社は、お客様からも信頼を得られるものと確信しています。」
- 「働き方改革がどの程度進んでいるか知りたかった。今回見えた課題を少しずつクリアしていきたい。」

【お申し込みからの流れ】

- ①お申し込み（スタッフまでお気軽にどうぞ）
- ②宣言シート項目にそって診断（zoomで30分のヒアリング）
- ③「経営労務診断のひろばへの掲載（全国的に周知できます）」

↓ ↓
お申し込みから約2週間以内で認証マーク取得完了。
こんなマークをデータでお送りします。ホームページや求人媒体に載せてどんどんアピールしてください。

宣言をされたお客様には、毎年更新時に取り組み状況をチェックいたします。まさに年に一度の「健康診断」のようなイメージですね！
胸を張って職場環境改善を宣言できるようお手伝いいたします。一緒に進んでいきましょう。



■ろうむプラスでもミニ説明会（8月6日開催）いたします。
お気軽にご参加ください。



社会保険労務士事務所
柏ろうむサポ



士業専門シェアオフィス
シナジア



教えて！ろうサポさん

このコーナーでは、人事労務管理の実務面で多く寄せられるご質問について、社長とろうサポスタッフの会話形式で、分かりやすくポイントをお伝えします。



Vol.6 休日と休暇ってどう違うの？

社長：梅雨が明けて夏真っ盛り！コロナで外出もままならないけど、そろそろ夏休みの過ごし方でも考えようかな。

ろうサポ：ところで、御社の夏休みは、夏季休日ですか、夏季休暇ですか？

社長：夏季休日と夏季休暇って違いがあるの？

ろうサポ：休日と休暇の区別はなかなか難しく、会社さんによって取扱いが異なるのですが、その違いは次の通りです。

休日	休暇
労働義務を負わない日	労働義務のある日に労働を免除する日
例) 所定休日、法定休日	例) 有給休暇



夏休みを「夏季休日」として就業規則に明確に定めている会社もあれば、「休暇」とし交代で夏休みをとっている会社もありますね。就業規則にどのように定めているかによって賃金の支払いなども変わってくるので、一度確認してみてくださいね。

労務TOPICS

健康保険法改正で傷病手当金の通算や育休中の社会保険料免除が変更

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が第204回国会で可決・成立し、6月11日に公布されています。



以下で、主な改正事項をご紹介します。

◆傷病手当金の支給期間の通算化（令和4年1月1日から施行）

傷病手当金は、業務外の事由による病気やケガの療養のために休業するときで、一定の要件に該当した場合に支給されるもので、支給期間は、支給が開始された日から最長1年6カ月です。これは、1年6カ月分支給されるということではなく、1年6カ月の間に仕事に復帰した期間があり、その後再び同じ病気やケガにより仕事に就けなくなった場合でも、復帰期間も含めて1年6カ月に算入されます。支給開始後1年6カ月を超えた場合は、仕事に就くことができない場合であっても、傷病手当金は支給されません。

今回の改正は、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるように、支給期間の通算化を行うということです（支給を始めた日から通算して1年6カ月支給）。がん治療などで入退院を繰り返すなど、長期間にわたり療養のための休暇をとりながら働くケースなどがあることから、改正になりました。

◆任意継続被保険者制度の見直し（令和4年1月1日から施行）

任意継続被保険者制度は、健康保険の被保険者が、退職した後も選択によって引き続き最大2年間、退職前に加入していた健康保険の被保険者になることができる制度です。

保険料は全額被保険者負担（事業主負担なし）で、従前の標準報酬月額または、当該保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額のうち、いずれか低い額に保険料率を乗じた額を負担します。任意継続被保険者となった日から2年を経過したときや、保険料を納付期日までに納付しなかったとき、就職して健康保険などの被保険者資格を取得したとき、後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき、被保険者が死亡したときのいずれかに該当するときは、被保険者の資格を喪失します。

今回の改正は、任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや（健康保険組合が規約に定めた場合は、当該保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額より従前の標準報酬月額が高い任意継続被保険者については、従前の標準報酬月額を保険料の算定基礎とすることができるようになる）、被保険者からの申請による資格喪失を可能とするというものです。

◆育児休業中の保険料の免除要件の見直し（令和4年10月1日から施行）

育児休業中の社会保険の保険料免除は、現在、月の末日時点で育児休業をしている場合に、当該月の保険料（賞与保険料含む）が免除される仕組みです。そのため例えば、月中に2週間の育休を取得したとしても、休業期間に月の末日を含まなければ免除の対象にはなりません。

今回の改正は、短期の育児休業の取得に対応して、育児休業期間に月末を含まない場合でも、

月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1カ月を超える育児休業を取得している場合に限り免除の対象とするというものです。

年休取得義務化で取得は進んでいるか～労働政策研究・研修機構調査から～



独立法人労働政策研究・研修機構が、働き方改革関連法の施行に伴い、年次有給休暇（年休）取得に関する企業・労働者アンケートを行い、その結果を公表しました（調査期間：2020年1月27日～2月7日。企業17,000社、労働者71,796人を対象に実施し、回答は企業5,738票、労働者15,297票）。

◆計画的付与制度の導入企業は42.8%、取得目標を設定している企業は6割以上

企業調査の年休の計画的付与制度の導入状況では、「導入されている」とする企業割合は42.8%でした。年休取得率や年休取得日数などの目標設定については、「年休取得日数の目標のみを設定している」が53.6%と半数以上を占め、「年休取得率の目標のみを設定している」が4.3%、「年休取得率及び取得日数双方について目標を設定している」が4.1%、「上記以外の目標を設定している」が0.9%となっている一方で、「何らの目標も設定していない」とする企業は34.9%ありました。

◆3年前と比べ取得日数が増えた企業とする労働者は41.5%

労働者調査での年休取得日数の3年前との増減比較では、「変化しなかった」が46.4%でしたが、「増加」（「5日以上増えた」「3～4日増えた」「1～2日増えた」の合計）も41.5%となりました。一方で、「減少」（「5日以上減った」「3～4

日減った」「1～2日減った」の合計）は4.4%でした。

「増加」と回答した者の増加した理由（複数回答）は、「会社の取組みにより取りやすい就業環境になったから」が37.6%と最も高く、次いで、「個人的理由により、有給休暇が必要になったから」（31.3%）、「上司に有給休暇を取得するよう勧められたから」（21.0%）、「法律等の影響もあり年休を取りやすい環境ができた」（20.7%）などとなっています。

◆年5日の取得義務の認知度は、企業で95.5%、労働者では84.4%

年休の年5日の取得義務化についての理解度は、企業調査では、「内容を十分に理解している」が64.4%で、「ある程度理解している」（31.1%）と合わせて95.5%を占めました。また、労働者調査でも、年5日の取得義務化について、「内容を含め知っている」が54.9%で、「聞いたことがある」（29.5%）と合わせると84.4%に上りました。

◆時間単位年休の導入企業は22%、導入を求める労働者は5割以上

企業調査での時間単位年休取得制度の導入状況では、「導入している」が22.0%でした。導入理由（複数回答）では、「日単位・半日単位に満たない時間の取得が可能で便利」（70.0%）が最も高く、次いで、「個人的な事情に対応した休暇取得が可能になる」（57.3%）、「年休の取得促進のため」（56.5%）、「育児、介護の支援」（49.0%）、「仕事と治療の両立支援」（42.1%）などとなっています。

一方、時間単位年休取得制度を導入していない理由（複数回答）は、「勤怠管理が煩雑になる」が50.3%と最も高く、次いで、「すでに半日単位の年休取得制度がある」（46.8%）、「給与計

算が複雑になる」（39.3%）、「変形労働時間制等のため時間単位の代替要員確保困難」（31.4%）、「導入可能と不可能部署があり平等性から導入しづらい」（29.4%）などとなっています。一方、労働者調査で時間単位年休取得制度が適用・導入されていない者（「わからない」を含む）に聞くと、勤務先での時間単位年休取得制度を「導入・適用してほしい」とする割合は50.6%となっています。

年休の取得促進については、5日間の取得義務化という法律の後押しがあって3年前と比べると全般的に進んでいるという結果が出ましたが、やはり会社が取得しやすい環境づくりを進めることが重要のようです。とりわけ、時間単位の取得制度については会社側の事情から導入されていないケースが多い一方で、導入されていない企業の労働者の半数以上が導入を望んでおり、有休の取得率アップや従業員の満足度向上のためにあらためて検討してみることも必要かもしれません。

【労働政策研究・研修機構「年次有給休暇の取得に関するアンケート調査」】

<https://www.jil.go.jp/institute/research/2021/211.html?mm=1698>

夏休みが始まりましたね！今年も暑いです。
我が家は小学一年生の息子が初めての夏休みにワクワクしています。暑い日が続くので毎日かき氷機とペランダプールが活躍しそうです（い）





事務所からのお知らせ



★お盆期間中も営業いたします★

柏ろうむサポートはお盆期間中も営業いたします。担当スタッフが夏季休暇中の場合、ご依頼頂いた件の対応が通常より遅くなる場合もございますこと、何卒ご了承ください。緊急対応等は、担当者以外のスタッフが対応いたします。

★今月の同封物



らろうむプラス 8月号
り社労士診断部誌正別復

士業「シェアオフィス シナジア」

HP公開しています♪
<https://www.gogo-synergia.jp/>



シェアオフィス「シナジア」
現在2階を募集中で
東口から徒歩3分。
らうサポの隣りのサナ
地です！(コロナ対策もバッチリ！)
士業、コンサル、IT系の方など
ご募集したい方、お気軽に
お問い合わせください



新しい名刺ができました！



遊び心満載の仕上がりです
が(笑)日々勉強中です！この
名刺も早く皆様にお
会いしたいです。(岩島)

スマートな仕上がりには驚いてます(笑)
皆様にお会いしてお渡しできる日
を楽しみにしています(笑)(たかはし)



～受験部始動しました！～

You can do it! 応援してるよ
By (笑) (笑)



社会保険労務士

せっかく社労士事務所を知っているのだから、受験部に入部してみよう。
このニュースが属しては本試験は
(1月か...!)とあるけどまだ準備中のみ、がんばります!!

給与計算実務検定

この検定...ご存知ですか?
せっかくなので本気で勉強してみよう!
と決意(笑)しましたがどうなる
ことやら...? 応援します。(土反和)



我孫子創業塾にて 堀田が講師を担当しました



合計4日間の創業塾。今年も
担当させて頂きました。一般の方
が参加できる地域に柏ろうむサポ
1日目、2日目はオンラインで実施し
私の担当する3日目は無事にリッ
開校式も花のイベントです。感謝
対策もいろいろ。皆様、仕事に
意気込みを持って取り組んでい

お客様から大きなスイカを頂き
ました！事務所にスイカのおま〜い香りに
満ちてきて、ジメジメがずっとおわ
かな夏を感じる事ができました！ランチ
944にみんなでシャクシャク、ジュースで
も美味しくいただきました。ありがとうございます。多謝



柏ろうむサポート「働き方改革」支援ツール

- 1 クラウド管理システム(セルズドライブ)の提供
顧問のお客様との連絡ツールです。社員各人の
マイナンバーも安全に管理できます。
- 2 セルズ「有給カレンダー」の提供【無料】
2019年4月より年次有給休暇の取得義務化が
スタートしました。「有給カレンダー」はExcel
ベースなので使いやすく法改正に沿った管理が
できます。資料あり。
- 3 クラウドシステム「ジョブカン」割引
勤怠管理から給与計算までの連動したシステムで
す。「認定アドバイザー」としてお客様には特別価
格にてご案内可能です。パンフレットあり。
- 4 採用応援サイト
indeedやGoogle 〻おしごと検索で上位表示
を目指した自社採用サイトを作成します。求職者
が応募したくなる求人情報の作成を御社を良く知
る担当スタッフがいたします。
- 5 デライト式カード研修
承認力を身につけ実践する『承認カード』、社員の
持ち味を見える化する『持ち味カード』、社会人基
礎力を身につける『ビジネスマナーカード』を使い
エース社員を育てる研修を「デライト式認定講師」
のらうサポスタッフがいたします。
- 6 4回でオリジナル人事制度が作れます
社長の想いをとことんお聴きしてオリジナルの評
価制度・賃金制度を作ります。深刻な人手不足の
時代なので社員を育てて定着する組織を目指し
ましょう。(50名までの会社向けです)
- 7 「社労士診断認証マーク」の取得をお手伝いします
年に一度の企業の”健康診断”として人事労務
のチェックをすることで「人を大切にす
る企業」を掲げます。まずは「職場環境改善宣言」
から始めましょう！
※4、5、6は現在説明会実施中です。
お気軽にお申込みください。

ZOOM MT実施中

お電話受付時間 8:00~16:30

層中。お見舞い申し上げます
嬉しいことに資格や検定にチャレンジする方が
増えてきました。明確な目標に向かっている姿勢は
素晴らしいです。受験部がんばり

ろうむプラス【8月カレンダー】

～お客様へZOOMで情報発信！～

“WITHコロナ”時代でも・・・

お客様と繋がりたい！有益な情報発信をしたい！

毎月、ZOOMを利用したコミュニケーション企画『ろうむプラス』を開催中です。働き方改革を支援するサービスや最新の労務関連の情報をお届けします。ネット環境にあればどこからでもお聴きいただけます。ご興味のあるテーマをお申込みください。

事前お申込み
↓
URLをお知らせします
↓
開催日時にクリック



8 August 2021						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2	3	4	5 ☺	6 ☺	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26 ☺	27 ☺	28
29	30 ☺	31	1	2	3	4

日にち	時間	テーマ・概要	担当者
8/5 (木)	14:00～ 14:30	エース社員育てます！『デライト式カード研修』 コロナ禍で社員同士の懇親を深める機会が少ない... こんな時こそ社員研修！直近の事例をご紹介します。	 笹村
8/6 (金)	14:00～ 14:40	コロナ時代の労務管理 『社労士認証制度始まりました！』 年に一度の企業の“健康診断”としてお勧めです。 3つの認証マークの違いや取得方法、取得後の活用の仕方や メリットについて説明いたします。	 川村
8/26 (木)	14:00 ～ 14:30	どんなに忙しい社長でも必ず完成する！『オリジナル評価制度』 人材から人財へ！オリジナル評価制度を作成し、社員のパフォーマンスを 高めませんか？同一労働同一賃金にも対応できます！	 堀田
8/27 (金)		節約予算でいい人材を採用する『採用支援サービス』 ワクチン接種が進んでいるアメリカでは、すでに「人手不足」になって います。採用するなら今のうち！です。	 池田
8/30 (月)	14:30～ 15:30	所長待機タイム☆(個別20分程度) 労務面で気になっていることはございませんか。 細かな懸案事項など個別でご相談にのります。	 川村

- 🌀 開催日3日前(営業日)までにメール(staff@gogo4864.jp)、お電話(04-7192-8391)にてお申込ください。
- 🌀 ZOOMに不慣れな場合は、お申し出いただければ事前にご指導いたします。
- 🌀 スピーカーのあるパソコンにてご参加下さい。スマートフォンでもOKです。
- 🌀 8月以降も継続開催を予定しておりますのでご期待ください。

柏ろうむサポートはお客様の“WITHコロナ”時代の労務管理、人材活用を支援します

NEW!

年に一度の企業の健康診断 社労士診断認証制度始まる

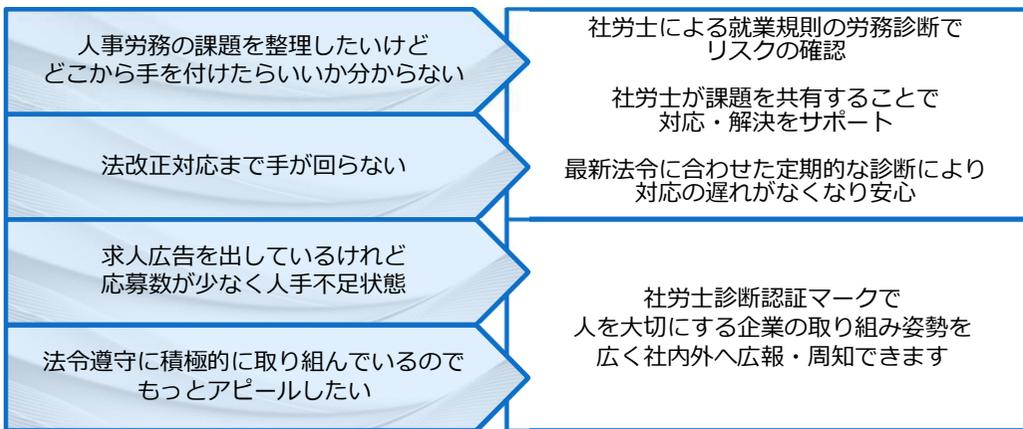
社労士診断認証制度とは!?

御社の労働保険諸法令の遵守状況や職場環境改善の積極的な取り組み、企業経営の健全化の取り組みを社労士が毎年確認・診断し、その認証結果を全国社会保険労務士会連合会が運営するウェブサイトに掲載します。

優良な労務や職場環境改善の取り組みを対外的にPRするのが社労士診断認証制度です!!

全国社会保険労務士会連合会は全国の社会保険労務士が所属する**公共性の高い**組織です。

社労士診断認証制度でもたらされる効果



「職場環境改善宣言企業」柏市で認証第1号の**柏ろうむサポート**が社労士診断認証制度を用いて人事労務の課題を明確にし、対応・解決策をご提案。**人を大切にする企業づくり**の実現に向け全力でサポートいたします!

社労士診断認証マークは3種類

職場環境改善宣言企業 経営労務診断実施企業 経営労務診断適合企業



「職場環境改善宣言企業」確認シートの項目を確認し、職場環境改善に一層力を入れることを宣言していただければ全国社労士連合会よりマークを付与し、認証企業とします



「職場環境改善宣言」を行った後、社労士と一緒に「経営労務診断」を実施します



経営労務診断基準すべてに適合した場合、経営労務診断適合企業に認証します

社員のために、事業の発展のために
まずは「**宣言**」から始めましょう!



認証マーク取得のメリット

取り組みの見える化

良好な職場環境を目指す企業経営は従業員に安心感を与え、人材流出を防ぎます

会社HP・名刺
会社案内への掲載

高いコンプライアンス意識があることを証明し、企業への関心と信頼性を高めます

求人広告への掲載

求人媒体の募集要項への認証マーク貼付により、求職者へ積極的なアピールができます



認証マーク取得の流れ



職場環境改善宣言

【初回】
33,000円 (消費税込)
【更新時】
22,000円 (消費税込)

宣言スケジュール
【初年度】
宣言シート項目チェック
認証取得をサポート
【更新時】
更新1か月前にご案内
認証更新をサポート

経営労務診断

【初回診断】
275,000円 (消費税込) ※顧問のお客様 165,000円 (消費税込)
【診断更新時】
55,000円 (消費税込) ※顧問のお客様 33,000円 (消費税込)
※経営労務診断費用は、①の「職場環境改善宣言」認証も含まれます。

診断スケジュール
【初回診断】
お打ち合わせ回数: 3回 (予備1回)
お打ち合わせ期間: 2~3か月
【診断更新時】
更新1か月前にご案内
直近1年間の法改正に基づき診断 (1回)
認証更新をサポート



診断の数値情報は女性活躍推進指標に対応、診断結果を経営労務診断のひろばに公表することで、法令の公表義務を充足することができます

認証マークの取得・経営労務診断のお申し込みは

職場環境改善宣言企業 柏ろうむサポート <https://www.gogo4864.jp/>
 社会保険労務士 川村由里子 受付: 鈴木美紗子 Mail staff002@gogo4864.jp
 〒277-0005 柏市柏2-7-23コササビル2F 電話番号04-7192-8391 FAX番号04-7192-8392

